

第2 企業会計

1 収入に関すること

項 目	内 容
(1) 未収金に関すること	未収金の収入確保に努めるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人医業未収金 ・ 医業外未収金 ・ 工業用水道事業営業未収金 ・ 工業用水道事業営業外未収金 ・ 県立病院看護職員修学奨励金返納金
(2) 収納に関すること	現金取扱員ではない職員が現金収納事務を行っていたもの

2 支出に関すること

項 目	内 容
(1) 給与に関すること	ア 住居手当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給開始月を誤っていたため、過支給となっていたもの
	イ 通勤手当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再任用となる職員について、前任用時の認定をもって支給していたもの ・ 支給開始月を誤っていたため、過支給となっていたもの ・ 支給単位期間に係る最初の月に支給すべきところ、特別の理由がないにもかかわらず翌月に支給していたもの
	ウ 超過勤務手当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一週を超えた週休日の振替等に伴う支給誤りにより、支給不足となっていたもの
	エ 賃金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々雇用職員の賃金について、支給額の算定を誤ったため、過支給となっていたもの
(2) 旅費に関すること	ア 旅行命令を変更しないまま精算したため、過支給となっていたもの
	イ 用務の延長に伴う遅着の加算日当が支給不足となっていたもの
	ウ 出張パックの利用にあたり必要な食卓料相当額の調整をしなかったため、支給不足となっていたもの
(3) 契約に関すること	ア 契約の方式が適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入金額が30万円を超える一般薬品(単価契約を締結していない薬品)の購入契約について、特別な理由がないにもかかわらず2人以上の者から見積書を徴さずに契約していた
	イ 予定価格の設定等に適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 業者からの見積書提出後に予定価格を決定していた
	ウ 契約の決定・締結に適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 請書等を省略できる契約でないにもかかわらず、徴していなかった ・ 物品購入(単価)契約について、予定価格を超えた金額で契約しているが、理由が明記されていなかった ・ 物品購入(単価)契約について、2者から同額の見積書が提出され、そのうち1者と契約しているが、理由が明記されていなかった

項 目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品購入契約について、契約の意思決定前に徴した見積書を採用し契約していた ・ 保守管理委託契約について、業者から見積書を徴する際に提示していた仕様書が、業務内容の実態と違ったものとなっていた
	<p>エ 契約の履行の確保に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査調書の作成を省略できる契約でないにもかかわらず作成していなかった ・ 受託者から報告があった出来高に誤りがあったにもかかわらず、適正に履行されたものとしていた ・ 業務の完了確認をしていなかった ・ 契約書で定める書類等の提出がなかったにもかかわらず、適正に履行されたものとしていた ・ 契約担当者と検査実施者が同一職員であった ・ 検査実施者が不明であった ・ 業務委託契約について、業務完了報告書の提出及び完了確認検査を実施する前に請求書を受理していた ・ 業務委託契約について、受託者が業務完了報告書を提出する前で、委託業務の実施状況を確認できないにもかかわらず、適正に履行されたものとしていた ・ 給食業務委託契約の給食材料について、契約書で定める県産米の銘柄指定をしていなかったほか、納入米の産地確認がされていなかった ・ 業務の完了確認が遅延していた ・ 施設の修繕契約と年間保守点検等の委託契約において、会計規則に基づく書面による履行の終了通知が提出されていなかった ・ 設備保守点検業務委託契約について、契約書で定めた設備等の数量と、点検された設備等の数量が一致していないにもかかわらず、適正に履行されたものとしていた
	<p>オ 業務仕様書で、受託者は業務の円滑化、精度向上を図るために必要な改善点を随時提言することとしているにもかかわらず、具体的提案を積極的に求めていなかったもの</p>
	<p>カ 物品購入契約について、支出科目を誤っていたもの</p>
(4) 予算執行に関すること	<p>ア 物品調達・検査体制に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期を目標にした物品購入計画のローリングを行っていなかった ・ 物品購入計画の実績管理を第2四半期までしか行っていなかった <p>イ 平成21年度から平成22年度にかけて購入の意思決定を行わないまま、随時、取引業者に図書を納入させるとともに、支払いについては平成22年度予算で一括支出していたもの</p>
(5) 支払に関すること	<p>資金前渡することとしていた試験手数料について、前渡資金を受領する前に職員が立替払をしていたもの</p>

3 工事に関すること

項 目	内 容
(1) 施工管理に関すること	<p>契約事務担当者と検査実施者が同一職員であったもの</p>

項 目	内 容
(2) 請負契約に関すること	ア クレーン車による鉄骨組立作業及びコンクリートポンプ車によるコンクリート打設作業において、建設業法上の建設工事(下請契約)に該当するにもかかわらず、契約書に定める下請通知を提出させていなかったもの
	イ 契約書に定める当初工程表の提出がなかったもの
(3) その他	愛媛県工事検査規程第16条に基づく工事成績の評定を行っていなかったもの

4 物品に関すること

項 目	内 容
(1) 郵便切手に関すること	払出した郵便切手のうち未使用で残ったものを払戻しをしないまま保管していたもの
(2) 消耗品に関すること	ア 受入後直ちに払い出す必要のある物品について、関係書類に記録省略の旨を朱記しないまま消耗品受払簿等への記録を省略していたもの
	イ 診療材料について、たな卸資産出納簿の記載内容と実際の受払状況とが一致していなかったもの

5 事務事業に関すること

項 目	内 容
(1) 広報に関すること	ホームページの管理が適切でなかったもの ・表示できないページがあった
(2) 組織・運営に関すること	ア 工業用水道事業について、給水契約の維持や企業立地の促進等による新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が必要
	イ 病院事業について、財政健全化策に取り組んだ成果が見られるところであるが、依然として厳しい財政状態が続いており、引き続き経営健全化に取り組むことを期待
(3) その他	ア 特殊勤務者(看護師)の勤務時間の割振りについて、愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程に基づき勤務日の指定を行った後、週休日又は休日において勤務することを命ずる必要が生じた場合に、同規程に基づき週休日の振替あるいは代休日の指定の手続を行うべきところ、勤務日の指定の変更を行っていたもの
	イ 職員が取り扱っている私費会計に係る事務について、書面による収支の決定手続(決裁)がなかったもの